

## 川畠会計事務所 &amp; カム ダイナミックス

TEL 072-633-0444 FAX 072-634-2227

E-mail kawabatakam@nifty.com URL http://kawabatakam.news.coocan.jp/



# 各駅停車

Vol. 8 6

Take a chance and hedge against risks

## 弘法大師の書

空海の手紙「風信帖」を臨書する機会に恵まれた。

天皇の侍僧として、日本国を代表する最澄は入唐するにあたって予算等を全面的に国からバックアップを受けていた。一方、空海は私費留学生として遠路、長安まで出かけて修行を積んだ。徒手空拳である。立場の違いをあれど一緒に入唐した。2人は帰朝後多くの書簡をやり取りした。弘法大師は在唐中、その文章に卓抜した才を發揮されたばかりでなく、書においても唐の皇帝から「五筆和尚」と称された。その書簡の一通が風信帖である。弘法大師の書風を代表するものとして広く知られ、高く評価されている。

「風信雲書、天より翔 臨す。之を披き、之を閱するに雲霧を掲ぐるが如し。（中間略）伏して惟みるに、法体如何。空海推しあること常なり。命に隨いて彼嶺に躋攀せんことを擬す。限るに少願を以てするも、東西すること能わず。今思うに我が金蘭及び室山と一処に、集会し、仏法の大事故縁を商量し、共に法幢を建てて、仏の恩徳に報ぜん。望むらくは、煩勞を憚らず、暫く此院に降赴せられんことを。此れ望む所、望む所。釈空海状上 」

仏法興隆に心を同じくする叡山の友最澄と室生山の堅恵、弘法大師の三人が一処に集まり、将来の日本仏教の在り方について相はかることを提唱している。旧仏教をも含め、仏教各派は仏一乗に融和総合することが必要であり、またそれは可能であるとみる点で、両大師の意見は同じであった。しかし、統一原理としての仏一乗を、真言一乗とみるか法華一乗とみるかで、両大師の立場は微妙な相違をきたすことになる。そしてやがて、その見解の違いが叡山と東寺との間の教義上の長い確執をもたらすことになる。（東寺宝物館・解説より）

翻って現在の対中国外交である。

垂 秀夫 前中国大使の特集記事から引用

中国側から「ラスボス」と綽名され、怖れられた存在であったらしいこと。品格と尊大の区分を弁えて外交問題に対処したことは特集記事に詳しい。日本人として、意気に感じ、誇りにさえ思った。

「駐中国大使 かく戦えり」（文藝春秋 2024年2月）

「北京の釣魚台で行われた日中平和友好条約締結四十五周年の記念式典で、かって戦略的互恵関係を提案した経緯を紹介。

“日中関係に戦略的思考が必要であることは今も当時も何ら変わりはありません”と訴えました。スピーチではこの後一千二百年も前に空海が果たした日中交流の助け合いの歴史について触れました。スピーチを終えて演台から降りるとみんなが座っている中、王毅外交部長（当時）が一人立ち上がって、こちらに歩み寄ってきました。そして握手を求めるところ、こう語り掛けたのです。“大使 素晴らしいスピーチでした。ぜひ戦略的互恵関係を再構築しましょう”（中略）

私は何も反中感情や嫌中感情で中国とやり合いばかりをしてきたわけではありません。折に触れて、日中が歩んできた一千年以上にわ

## 年末年始休業のお知らせ

12/27（土）～1/4（日）は、  
休業とさせて頂きます



たる助け合いの歴史について、多くの方に語ってきました。王氏のように、それを評価してくれた中国の指導者もいることは私としても大変嬉しかった。」

空海の書論について追記する。

「古人の筆論にも、書は散である、とある。つまり書の極意は心を万物に散じて心情をほしいままにしつつ万物の形を書の勢いにこめるのである。ただ字画の正しいことのみをもってよしとしてはいけない。すべからく心の境物きょうぶつ（外界のもの）に集中させよ。思いを万物にこめよ。さらには書勢を四季の景物に象り、形を万物にとることが肝要である。」といい王羲之の例などを挙げている。

（空海の風景・司馬遼太郎）

## スポットワーカーも労働者

空いた時間を活用し、一日単位や数時間単位でアルバイトとして働く「スキマバイト」の名前で認知されているスポットワーカー。人材不足の企業にとって、たとえ短時間でも頼りたい時もあるだろう。ただ、受け入れ企業には、注意しなければならない点がある。

スポットワーカーはあくまで雇用契約を結んだ労働者であるという点だ。厚生省は、求職者が求人に応募した時点で労働契約が成立するという見解を示している。これは、マッチング後の解約は原則できないとした上で、正当な理由なく解約する場合、予定給与額の満額に当たる休業手当を支払わなくてはならない。これらのことから言うまでもなく、労災保険も適用される。

また、各企業は年末調整の時期であると思うが、企業は全てのスポットワーカーに対して「給与所得の源泉徴収票」を作成して交付しなければならない。

そして、基本的には一般的な従業員と同じように税務署にも提出しなければならない。ただ、スポットワーカーは、通常日雇い等として雇用契約することから、丙欄適用者に該当する。従業員等が「扶養控除等申告書を提出せず年末調整の対象にならない者（乙欄又は丙欄適用者）で、その年中の給与等の支払金額が50万円以下の者」に該当する場合は、税務署への提出が不要になる。

ただし、本人交付用には、このような提出不要ルールは存在しないので、契約期間や年末調整の有無などにかかわらず、給与等の支払いがあれば、必ず作成・交付が必要だ。

本人交付用は、勤続する従業員等の場合であれば、原則として翌年1月31日までに交付すれば良い。但し、スポットワーカーは、年の中途で退職したという契約関係になる場合が多いので、基本的に退職日以後1ヶ月以内に交付する。

なお、スキマバイト専用のアプリ運営会社によっては、スポットワーカーがアプリ上から本人交付用の源泉徴収票を取得できるケースもあるので、確認が必要だ。

本年も大変お世話になり  
有り難うございました。  
来年も皆様にとって  
良い年となりますように・・・

## 退職所得の源泉徴収票等の提出範囲

令和7年度税制改正により、「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の提出範囲が見直された。

現行では、退職手当等の受給者が「法人の役員」の場合のみ税務署及び市町村に提出義務があった。改正後は、受給者が「居住者」に該当する場合は、役員か従業員かに関係なく、①受給者交付用、②税務署提出用、③市町村提出用のすべてを退職後1ヶ月以内に交付・提出しなければならない。

見直しは、令和8年1月1日以後に支払うべき退職手当等に適用される。退職日ベースではなく、支払日ベースで判断する。